

公益財団法人群馬県建設技術センター  
道路施設定期点検の地域一括発注の  
積算基準に関する要綱

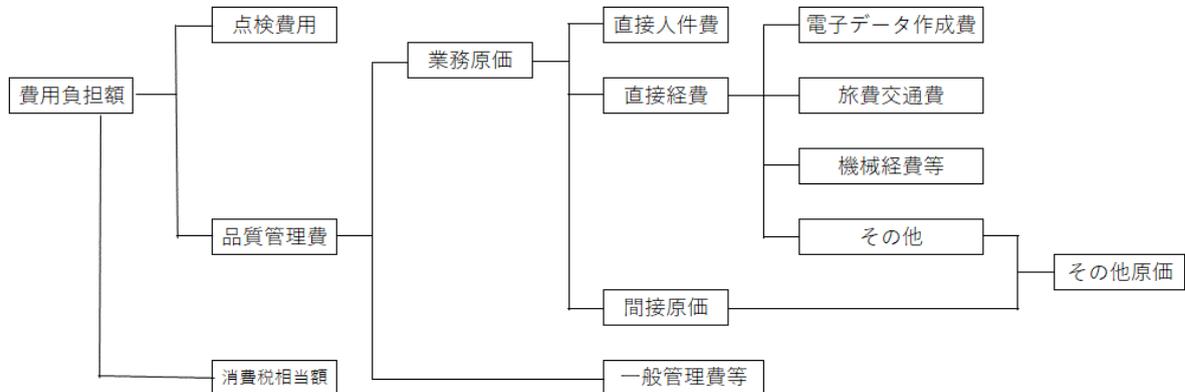
公益財団法人 群馬県建設技術センター

## 1. 趣 旨

本要綱は、公益財団法人群馬県建設技術センター道路施設定期点検業務に関する支援要綱第8条に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する道路施設定期点検業務の点検費用と品質管理費の算出に適用する。

## 2. 費用負担額

### (1) 費用負担額の構成



### (2) 費用負担額の構成

#### 1) 点検費用

委託業者が道路施設定期点検業務を行うのに必要な経費とし、対象とする構造物は、下記のとおりとする。

- ・橋梁
- ・トンネル
- ・大型カルバート
- ・横断歩道橋

#### 2) 品質管理費

センターが道路施設定期業務を行うのに必要な経費とする。

### (3) 費用負担額の積算

設計業務価格は次式により算定する。

$$(\text{費用負担額}) = (\text{点検費用}) + (\text{品質管理費})$$

## 附則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

# 第 1 編 橋梁定期点検業務

## 1 適用範囲

本要領は、下記要領により実施された群馬県内市町村の道路施設点検について実績のある県内の土木設計コンサルタントに見積もりを徴収して作成したもので、下記要領等に基づき実施する道路施設定期点検業務（橋梁）の積算に適用する。

- (1) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改訂版】  
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)
- (2) 道路橋定期点検要領(技術的助言)  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (3) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (4) 橋梁定期点検要領  
(令和6年7月 国土交通省 道路局)

※要領等が改定となった場合は、最新版を適用する。

## 2 業務委託料の構成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第4編第1章4-2-2の1. 業務委託料の構成による。

## 3 構成歩掛

### 3-1 計画準備(業務計画書作成)

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第1.1編第1章第2節の3. 構成歩掛による。

(注) 地域一括発注による市町村数及び道路施設種別に関わらず、1業務とする。

### 3-2 現地踏査

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第1.1編第1章第2節の3. 構成歩掛による。

### 3-3 橋梁点検

#### 3-3-1 一般橋梁

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第1.1編第1章第2節の3. 構成歩掛による。ただし、JR跨線橋点検については、上記により算出された1橋当りの点検日数Dに、区分に応じて下記の値を補正した点検日数とする。

業務名	区分	補正值
J R 跨線橋点検	橋面部のみ	0.4
J R 跨線橋点検	橋面部及び下部構造	0.7
J R 跨線橋点検	橋面部及び上部構造・下部構造 (アプローチ部含む)	0.9

### 3-3-2 点検合理化橋梁

#### (1) 業務内容

点検合理化橋梁に該当する、溝橋、単純RC床版橋及び単純H形鋼桁橋(簡易H形鋼橋)については、橋梁定期点検要領に則り、点検を実施すること。

#### (2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検 溝橋		—	—	2.00	2.00	2.00
定期点検 RC床版橋		—	—	2.00	2.00	2.00
定期点検 H形鋼橋		—	—	2.20	2.20	2.20

### 3-4 損傷箇所の想定される対策方針の提案

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3.構成歩掛による。ただし、点検合理化橋梁については、3-5-2 橋梁管理カルテ作成(点検合理化橋梁)に含む。

### 3-5 橋梁管理カルテ作成

#### 3-5-1 一般橋梁

#### (1) 業務内容

橋梁点検結果について、「群馬県市町村版橋梁情報管理システム」を用いて、群馬県点検要領で指定する橋梁管理カルテを作成し、「健全性の診断、性能の見立、特定事象」について、健全性の診断の根拠を入力したセンター独自様式を作成する。なお、橋梁に損傷がない場合であっても、橋梁管理カルテ及びセンター独自様式を作成すること。

#### (2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
橋梁管理カルテ作成		—	0.3	—	1.50	2.50
センター独自様式入力		—	0.1	—	0.40	0.40
点検記録様式作成(国様式)		—	—	0.10	0.10	0.10

※複数径間の場合、点検記録様式(国様式)以外の歩掛に対し、径間数に応じた次の補正式による補正を行う。

$$n \text{ 径間橋梁の歩掛(1橋当り)} = 1 \text{ 径間歩掛} \times (0.45 + 0.55 \times n)$$

### 3-5-2 点検合理化橋梁

#### (1) 業務内容

橋梁点検結果について、「群馬県市町村版橋梁情報管理システム」を用いて点検合理化橋梁調書を作成し、「健全性の診断、性能の見立、特定事象」について、健全性の診断の根拠を入力したセンター独自様式を作成する。なお、橋梁に損傷がない場合であっても、点検合理化橋梁調書及びセンター独自様式を作成すること。

#### (2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
点検合理化橋梁調書		—	—	0.10	0.30	0.30
センター独自様式入力		—	—	0.10	0.10	0.10
点検記録様式作成（国様式）		—	—	0.10	0.10	0.10

### 3-6 CAD図面の作成

#### (1) 業務内容

点検調書作成に必要な橋梁一般図等のCAD図面については、既存の資料及び前回点検の資料を用いることを基本とするが、既存資料がない場合はCAD図面を追加作成する。

#### (2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
CAD図面の追加作成(15m未満)1径間		—	—	—	0.60	0.60
CAD図面の追加作成(15m未満)2径間		—	—	—	0.70	0.70
CAD図面の追加作成(15m未満)3径間以上		—	—	—	0.90	0.90
CAD図面の追加作成(15m以上)1径間		—	—	—	2.00	2.00
CAD図面の追加作成(15m以上)2径間		—	—	—	2.40	2.40
CAD図面の追加作成(15m以上)3径間以上		—	—	—	3.00	3.00

### 3-7 関係機関との協議資料作成

#### (1) 業務内容

定期点検において必要な、用水・東京電力等の水路等の交差橋梁における関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集、または協議資料の簡易なものとして道路使用許可申請の手続きを行う。

ただし、協議資料の複雑なもの等については、センターと協議の上、別途見積等を徴収して対応するものとする。

(2) 歩掛

(1機関当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成(簡易)		—	—	—	1.00	1.00

(1申請当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
道路使用許可申請		—	—	—	1.00	1.50

3-7 報告書作成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3.構成歩掛による。

3-8 打合せ協議

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3.構成歩掛による。

4 機械器具費等

4-1 リフト車(高所作業車)運転経費

(1) 標準歩掛、歩掛、計上日数については、「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の4.機械器具費等による。

(2) 保安施設費

1市町村当り1式70,000円とする。なお、複数機械器具を使用する場合でも、1市町村当り1回のみ計上する。

4-2 橋梁点検車運転経費

(1) 標準歩掛、歩掛、計上日数については、「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の4.機械器具費等による。

(2) 保安施設費

保安施設費については、4-1リフト車(高所作業車)運転経費により計上する。

4-3 ゴンドラ車運転経費

(1) 標準歩掛

橋梁点検作業において、ゴンドラ車を要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 歩掛

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
ゴンドラ車運転経費	GC-200	台日	1	
交通誘導員		人	3	

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
ゴンドラ車運転経費	GC-240	台日	1	
交通誘導員		人	3	

(3) 計上日数

発注時には1日当たり2橋の作業量とするが、実日数で変更すること。

(4) 保安施設機材

保安施設費については、4-1リフト車（高所作業車）運転経費により計上する。

4-4 橋梁点検ロボットカメラ経費

(1) 標準歩掛

橋梁点検作業において、橋梁点検ロボットカメラを要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 歩掛

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
橋梁点検ロボットカメラ		台日	1	

(3) 計上日数

計上日数については、4-3ゴンドラ車運転経費により計上する。

4-5 その他

上記歩掛に記載のない機械等を使用の場合は、別途見積により対応する。

5 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1-3旅費交通費の調査、計画業務の率を準用する。

6 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第3節3-1(2) その他の設計業務より算出する。

7 諸経费率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第1節1-3のロ. 各構成要素の算定における諸経费率を準用する。

## 第2編 トンネル定期点検業務

## 1 適用範囲

本要領は、下記要領により実施された群馬県内市町村の道路施設点検について実績のある県内の土木設計コンサルタントに見積もりを徴収して作成したもので、下記要領等に基づき実施する道路施設定期点検業務（トンネル）の積算に適用する。

- (1) 道路トンネル定期点検要領(技術的助言)  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (2) 道路トンネル定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (3) トンネル定期点検における本体工(覆工)の状態把握の留意点  
(令和2年6月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- (4) トンネル定期点検における付属物の状態把握(覆工)の留意点  
(令和2年6月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- (5) 道路トンネル定期点検要領  
(令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- (6) 道路トンネル定期点検業務積算基準(暫定版)  
(平成31年2月 国土交通省 道路局)

※要領等が改定となった場合は、最新版を適用する。

## 2 業務委託料の構成

「道路トンネル定期点検業務積算基準(暫定版)」Ⅱ. 業務委託料の1. 業務委託料の構成による。

## 3 構成歩掛

### 3-1 計画準備

#### (1) 業務内容

点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。

##### 1) 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

##### 2) 資料収集整理

業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

##### 3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。

##### 4) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

## (2) 歩掛

(10トンネル当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備		3.00	—	9.00	6.00	3.00
資料収集整理			—	5.00	5.00	5.00
現地踏査			—	5.00	5.00	5.00
関係機関協議		2.00	—	5.00	3.00	2.00

### 3-2 定期点検(状態の把握)

#### (1) 業務内容

道路トンネル定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)及び道路トンネル定期点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課)に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視(必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用)にて行う。

#### (2) 歩掛

(10,000㎡当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
状態の把握(点検) $0 \leq C \leq 0.1$ (2回目)本体		—	—	4.80	4.80	4.80
状態の把握(点検) $0 \leq C \leq 0.1$ (2回目)路面部		—	—	3.12	3.12	3.12
状態の把握(点検) $0.1 < C \leq 0.2$ (2回目)本体		—	—	6.40	6.40	6.40
状態の把握(点検) $0.1 < C \leq 0.2$ (2回目)路面部		—	—	4.16	4.16	4.16
状態の把握(点検) $0.2 < C \leq 0.3$ (2回目)本体		—	—	8.40	8.40	8.40
状態の把握(点検) $0.2 < C \leq 0.3$ (2回目)路面部		—	—	5.46	5.46	5.46
状態の把握(点検) $0.3 < C \leq 0.4$ (2回目)本体		—	—	11.00	11.00	11.00
状態の把握(点検) $0.3 < C \leq 0.4$ (2回目)路面部		—	—	7.15	7.15	7.15
状態の把握(点検) $0.4 < C$ (2回目)本体		—	—	14.60	14.60	14.60
状態の把握(点検) $0.4 < C$ (2回目)路面部		—	—	9.49	9.49	9.49

### 3-3 健全性の診断

#### (1) 業務内容

1) 状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。

トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断を行う。

2) 変状毎および覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状等の評価をし、その覆工スパン単位での健全性を決定する。さらに各トンネルの各覆工スパン単位での健全性と道路トンネル定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)で示されている、特定事象の該当の有無を踏まえ、そのトンネル単位の健全性とする。

3) 付属物等の取付状態に対する判定(以下、異常判定)は、定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。

※健全性の診断については、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断を行い、道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。

(2) 歩掛

(10トンネル当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
健全性の診断		2.00	—	10.00	10.00	—

(注) 1. トンネル本体工の変状等の状態判定を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行うものとする。

2. 材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に、健全性の診断を行う。

3. 付属物の取り付け金具や、アンカー等の診断を含む。

3-4 報告書等作成

(1) 業務内容

1) 報告書の作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等の取りまとめを行う。

2) 定期点検記録様式の作成

ア) 点検調書については、センターが指定するシステムで作成すること。

イ) 定期点検(状態の把握)及び健全性の診断を行い、道路トンネル定期点検要領(国土交通省道路局国道・技術課)の定める定期点検記録様式に記録するものとする。また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

ウ) 道路トンネル定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準技術的助言の解説・運用基準)で示される、様式1、様式2、様式3を作成する。

3) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(2) 歩掛

(10トンネル当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書の作成		2.00	—	9.00	9.00	9.00

(10,000㎡当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検記録様式の作成		—	—	1.26	3.15	5.31

(1回当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ協議（業務着手時）		0.50	—	0.50	—	—
打合せ協議（中間）		—	—	0.50	0.5	—
打合せ協議（成果品納入時）		0.50	—	0.50	—	—

#### 4 機械器具費等

##### 4-1 トンネル点検車運転経費

###### (1) 標準歩掛

トンネル点検作業において、トンネル点検車を要する場合は、運転経費を計上する。

###### (2) 歩掛

(10,000㎡当り)

種別	単位	数量				
		0 ≤ C ≤ 0.1 (2回目)	0.1 < C ≤ 0.2 (2回目)	0.2 < C ≤ 0.3 (2回目)	0.3 < C ≤ 0.4 (2回目)	0.4 < C (2回目)
トンネル点検車賃料	日	2.4	3.2	4.2	5.5	7.3
一般運転手	人	2.4	3.2	4.2	5.5	7.3
燃料費（軽油）	L	52.4	69.9	91.7	120.1	159.4
諸雑費	式	1.0 ※(トンネル点検車+一般運転手+燃料費)×5%				

(注) 1. 点検車規格：〔トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型〕作業床高9.9mを想定としている。その他の機械を使用する場合は、別途、費用を計上するものとする。

###### (3) 投光機材の経費等

トンネル定期点検で使用する投光機材の機械経費として、状態の把握(点検)の直接人件費の3%を計上する。投光機材とは、トンネル点検車バケット上に搭載する投光機材や側壁部や路面部等で使用する投光機材のすべてをいう。

投光機材経費	状態の把握(点検)の直接人件費の3%
--------	--------------------

###### (4) 安全費

発注時は以下により計上するが、実日数で変更すること。

(10,000㎡当り)

種 別	単 位	数 量	種 別
交通誘導員B (1km未満) $0 \leq C \leq 0.1$ (2回目)	人	5	(1km未満) $(2.4 \times 10,000\text{m}^2 \times 2) / 10,000$
交通誘導員B (1km未満) $0.1 < C \leq 0.2$ (2回目)	人	7	(1km未満) $(3.2 \times 10,000\text{m}^2 \times 2) / 10,000$
交通誘導員B (1km未満) $0.2 < C \leq 0.3$ (2回目)	人	9	(1km未満) $(4.2 \times 10,000\text{m}^2 \times 2) / 10,000$
交通誘導員B (1km未満) $0.3 < C \leq 0.4$ (2回目)	人	11	(1km未満) $(5.5 \times 10,000\text{m}^2 \times 2) / 10,000$
交通誘導員B (1km未満) $0.4 < C$ (2回目)	人	15	(1km未満) $(7.3 \times 10,000\text{m}^2 \times 2) / 10,000$
交通誘導員B (1km以上) $0 \leq C \leq 0.1$ (2回目)	人	8	(1km以上) $(2.4 \times 10,000\text{m}^2 \times 3) / 10,000$
交通誘導員B (1km以上) $0.1 < C \leq 0.2$ (2回目)	人	10	(1km以上) $(3.2 \times 10,000\text{m}^2 \times 3) / 10,000$
交通誘導員B (1km以上) $0.2 < C \leq 0.3$ (2回目)	人	13	(1km以上) $(4.2 \times 10,000\text{m}^2 \times 3) / 10,000$
交通誘導員B (1km以上) $0.3 < C \leq 0.4$ (2回目)	人	17	(1km以上) $(5.5 \times 10,000\text{m}^2 \times 3) / 10,000$
交通誘導員B (1km以上) $0.4 < C$ (2回目)	人	22	(1km以上) $(7.3 \times 10,000\text{m}^2 \times 3) / 10,000$

#### (5) 保安施設費

「公益財団法人群馬県建設技術センター道路施設定期点検の地域一括発注の積算基準に関する要綱」第1編橋梁定期点検業務の4-1リフト車(高所作業車)運転経費により計上する。

#### 5 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1-3旅費交通費の調査、計画業務の率を準用する。

#### 6 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第3節3-1(2)その他の設計業務より算出する。

#### 7 諸経费率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第1節1-3のロ.各構成要素の算定における諸経费率を準用する。

## 第3編 大型カルバート定期点検業務

## 1 適用範囲

本要領は、下記要領により実施された群馬県内市町村の道路施設点検について実績のある県内の土木設計コンサルタントに見積もりを徴収して作成したもので、下記要領等に基づき実施する道路施設定期点検業務（大型カルバート）の積算に適用する。

- (1) シェッド、大型カルバート等定期点検要領(技術的助言)  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (2) シェッド・大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (3) シェッド、大型カルバート等定期点検要領  
(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- (4) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改訂版】  
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)

※要領等が改定となった場合は、最新版を適用する。

## 2 業務委託料の構成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第4編第1章4-2-2の1. 業務委託料の構成による。

## 3 構成歩掛

### 3-1 計画準備(業務計画書作成)

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3. 構成歩掛による。

(注) 地域一括発注による市町村数及び道路施設種別に関わらず、1業務とする。

### 3-2 現地踏査

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3. 構成歩掛による。

### 3-3 大型カルバート点検

#### (1) 業務内容

シェッド、大型カルバート定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)及びシェッド、大型カルバート等定期点検要領に基づき、点検車等を用いて近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行うこと。

- 1) 変状状況の把握は点検の結果点検の結果、変状を発見した場合は、部位、部材の最小評価単位毎、変状の種類毎に損傷の状況を把握する。この際、変状状況に応じて、効率的な維持管理をする上で必要な情報を詳細に把握する。
- 2) 変状程度の評価については要素後、変状種類後に変状程度を評価する。
- 3) 必要に応じて道路管理者が保有する台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(2) 歩掛

(1基当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検	大型カルバート	—	—	1.00	1.00	1.50

3-4 損傷箇所所想定される対策方針の提案

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3.構成歩掛による。

3-5 管理カルテ作成

(1) 業務内容

- 1) 各部材、箇所ごとに判定を行い、群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】で示されている橋梁点検カルテに基づき内容を記入する。記入については群馬市町村版橋梁情報管理システムにて入力すること。
- 2) 点検の結果について、定期点検(状態の把握)及び健全性の診断を行いシェッド・大型カルバート定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)の様式1、様式2を作成する。

(2) 歩掛

(10基当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
管理カルテ作成		—	0.5	—	1.50	2.50
点検記録様式作成(国様式)		—	—	—	0.50	0.50

3-6 報告書作成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3.構成歩掛による。

3-7 打合せ協議

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3.構成歩掛による。

3-8 その他

全延長25m、全幅員10mを超える大型カルバートの場合は、別途見積により対応する。

4 機械器具費等

「公益財団法人群馬県建設技術センター道路施設定期点検の地域一括発注の積算基準に関する要綱」第1編橋梁定期点検業務の4.機械器具費等による。

5 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1-3旅費交通費の調査、計画業務の率を準用する。

6 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第3節3-1(2)その他の設計業務より算出する。

7 諸経费率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第1節1-3のロ. 各構成要素の算定における諸経费率を準用する。

## 第4編 横断歩道橋定期点検業務

## 1 適用範囲

本要領は、下記要領により実施された群馬県内市町村の道路施設点検について実績のある県内の土木設計コンサルタントに見積もりを徴収して作成したもので、下記要領等に基づき実施する道路施設定期点検業務（横断歩道橋）の積算に適用する。

- (1) 横断歩道橋定期点検要領(技術的助言)  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (2) 横断歩道橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)  
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (3) 歩道橋定期点検要領  
(令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- (4) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改訂版】  
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)
- (5) 付属物(標識, 照明施設等)点検要領  
(令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

※要領等が改定となった場合は、最新版を適用する。

## 2 業務委託料の構成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第4編第1章4-2-2の1. 業務委託料の構成による。

## 3 構成歩掛

### 3-1 計画準備(業務計画書作成)

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3. 構成歩掛による。

(注) 地域一括発注による市町村数及び道路施設種別に関わらず、1業務とする。

### 3-2 現地踏査

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第11編第1章第2節の3. 構成歩掛による。

### 3-3 横断歩道橋点検

#### (1) 業務内容

横断歩道橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)及び歩道橋定期点検要領に基づき、点検車等を用いて近接目視(必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用)にて行う。

- 1) 状態の把握は点検の結果点検の結果、変状を発見した場合は、部位、部材の最小評価単位毎、変状の種類毎に損傷の状況を把握する。この際、変状状況に応じて、効率的な維持管理をする上で必要な情報を詳細に把握する。
- 2) 変状程度の評価については要素後、変状種類後に変状程度を評価する。
- 3) 必要に応じて道路管理者が保有する台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

## (2) 歩掛

(1橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点検	横断歩道橋(2車線)	—	—	1.00	1.00	2.00
定期点検	横断歩道橋(3車線)	—	—	1.00	1.00	3.00
定期点検	横断歩道橋(4車線)	—	—	1.00	2.00	3.00

### 3-4 損傷箇所の想定される対策方針の提案

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第1編第1章第2節の3.構成歩掛による。

### 3-5 管理カルテ作成

#### (1) 業務内容

- 1) 各部材、箇所ごとに判定を行い、群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】で示されている橋梁点検カルテに基づき内容を記入する。記入については群馬市町村版橋梁情報管理システムにて入力すること。
- 2) 点検の結果について、定期点検(状態の把握)及び健全性の診断を行い、横断歩道橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)の様式1、様式2、様式3を作成する。

## (2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
管理カルテ作成		—	0.5	—	1.50	2.50
点検記録様式作成(国様式)		—	—	—	0.50	0.50

### 3-6 報告書作成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第1編第1章第2節の3.構成歩掛による。

### 3-7 打合せ

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第1編第1章第2節の3.構成歩掛による。

## 4 機械器具費等

「公益財団法人群馬県建設技術センター道路施設定期点検の地域一括発注の積算基準に関する要綱」第1編橋梁定期点検業務の4.機械器具費等による。

## 5 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1-3旅費交通費の調査、計画業務の率を準用する。

## 6 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第3節3-1(2)その他の設計業務より算出する。

## 7 諸経费率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第1節1-3のロ. 各構成要素の算定における諸経费率を準用する。

## 第 5 編 品質管理費

## 1 品質管理費の適用範囲

本要綱は、公益財団法人群馬県建設技術センター(以下「センター」)が地域一括発注で実施する道路施設定期点検業務の品質管理費算出に適用する。

## 2 品質管理費の構成

### (1) 直接原価

#### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務等に直接従事する者の人件費とする。

#### (ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

### (2) 間接原価

当該業務担当のセンター職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接原価及び間接原価からなる。

### (3) 一般管理費等

業務処理における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費とする。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

#### (イ) 一般管理費

一般管理費は、当該業務担当部署以外の経費とする。

#### (ロ) 付加利益

付加利益は、センターを管理運営していくために要する費用とする。

## 3 品質管理費の積算

### (1) 品質管理費の積算方式

品質管理費は、次の方式により積算する。

品質管理費＝(業務原価)＋(一般管理費等)

＝{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)

品質管理費の金額は10,000円単位とする。ただし、単価契約は除くものとする。

### (2) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とし、「5. 標準歩掛」により算出する。

### (3) 直接経費(積上計上分)

直接経費は業務処理に必要な経費とする。直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。

#### (イ) 旅費交通費

#### (ロ) 電子成果品作成費

### (4) 直接経費(積上計上分を除く)

直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。

### (5) 直接原価

直接原価は次式により算定する。

(直接原価)＝(直接人件費)＋(直接経費)

直接原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

### (6) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

(その他原価) = (直接人件費) × 53.85%  
その原価の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

- (7) 業務原価  
業務原価は次式により算定する。  
(業務原価) = (直接原価) + (その他原価)  
業務原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

- (8) 一般管理費等  
一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。  
(一般管理費等) = (業務原価) × 53.85%  
一般管理費等の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

#### 4 品質管理費の業務内容

- (1) 地域一括発注  
市町村が管理する道路施設の点検業務等について、市町村の依頼に基づき点検業務を地域、点検目、点検数量を考慮して取りまとめ、発注業務の代行及び技術的支援を行う業務とする。
- (2) 品質管理費
- 1) 発注業務の代行  
市町村の依頼に基づき、地域、施設を考慮し取りまとめて、基準や要領等を満たす設計書を作成し、点検業者との入札及び契約を行う業務とする。
- 2) 技術的支援  
委託業者が実施する道路施設定期点検業務を管理し、委託業者が行った道路施設点検業務の検収及び技術的検討を行う業務とする。

#### 5 標準歩掛

##### 5-1 発注業務の代行

- (1) 歩掛  
基準や要領等を満たす設計書の作成及び点検業者との入札及び契約を行うものであり、1業務当たりの歩掛については以下の算定式により算出する。なお、標準業務当たりの編成人員は以下のとおりとする。

表-1 発注業務の代行歩掛 (1業務当たり)

発注業務の代行	主任技師	技師A	技師B	技師C
	—	0.5	—	2.0

- (2) 算定式  
1業務当たりの各人工歩掛 = 表-1 発注業務の代行歩掛 × (1 + X 1)

表-2 点検費用による補正表

点検費用（外部委託費）（円）	補正率（X1）
5,000,000 以下	-95%
5,000,000 越え 10,000,000 以下	-80%
10,000,000 越え 15,000,000 以下	-40%
15,000,000 越え 20,000,000 以下	0%
20,000,000 越え 25,000,000 以下	40%
25,000,000 越え 30,000,000 以下	80%
30,000,000 越え 35,000,000 以下	120%
35,000,000 越え 40,000,000 以下	160%
40,000,000 越え 45,000,000 以下	200%
45,000,000 越え 50,000,000 以下	240%
50,000,000 越え 55,000,000 以下	280%
55,000,000 越え 60,000,000 以下	320%
60,000,000 越え 65,000,000 以下	360%

注1) 点検費用(外部委託費)の変更があった場合は、変更点検費用(外部委託費)を対象とする。

## 5-2 技術的支援

### (1) 点検業務の管理

#### 1) 歩掛

業務に関する打合せを、業務着手時、中間時、現地立会、業務完了時の4回実施し、業務の進捗管理を実施する。ただし、500万円以下の業務については、業務着手時、中間時、業務完了時の回数を調整する。

表-3 点検業務の管理歩掛 (1業務当たり)

点検業務の管理	主任技師	技師A	技師B	技師C
業務着手時	—	0.5	—	0.5
中間時	—	—	—	1.0
現地立会	—	—	—	1.0
成果品納入時	—	0.5	—	0.5

### (2) 診断結果の検収

#### 1) 歩掛

点検業者が行った判定区分・診断結果の検収及び技術的検討を行うものであり、1業務当たりの歩掛については以下の算定式により算出する。なお、標準業務当たりの編成人員は以下のとおりとする。

表-4 診断結果の検収歩掛 (1業務当たり)

診断結果の検収	主任技師	技師A	技師B	技師C
	—	1.0	—	5.0

#### 2) 算定式

1 業務当たりの各人工歩掛 = 表-4 診断結果の検収歩掛 × (1 + X1)

X1 : 表-2 点検費用の補正表の補正率とする。

(3) 点検結果の保守管理

1) 歩掛

点検結果を保守管理し、全国道路施設点検データベースに登録までを行うものであり、1業務当たりの歩掛については以下の算定式により算出する。なお、標準業務当たりの編成人員は以下のとおりとする。

表-5 点検結果の保守管理歩掛 (1業務当たり)

区分	主任技師	技師A	技師B	技師C
	—	—	—	3.0

2) 算定式

1業務当たりの各人工歩掛 = 表-5点検結果の保守管理費 × (1 + X 1)

X 1 : 表-2 点検費用の補正表の補正率とする。

6 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1-3旅費交通費の1-3-1旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)「計画・調査業務」を準用する。

7 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章土木設計業務等積算基準第3節電子成果品作成費3-1(2)その他の設計業務より算出する。

8 諸経費率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章1-3のロ. 各構成要素の算定における諸経費率を準用する。